

事務連絡  
平成26年1月31日

各 

都道府県
指定都市
中核市

 保育所・認可外保育施設指導担当者 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

### 保育所及び認可外保育施設における事故防止の徹底等について

保育所及び認可外保育施設における事故については、「保育所及び認可外保育施設における事故の報告について」（平成22年1月19日雇児保発0119第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）により、報告をお願いしているところです。当該通知により、平成25年に報告された「死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等」の件数は162件（うち死亡事例19件）でした。

子どもの安全確保は、日々の保育の基本であり、特に死亡事故はあってはならないものです。

各都道府県・指定都市・中核市の保育所及び認可外保育施設指導担当者におかれては、保育所及び認可外保育施設において死亡等の重篤な事故が発生することのなきよう、下記について徹底いただくとともに、管内市町村（特別区を含む。）、保育所及び認可外保育施設に対して、下記について周知をお願いします。

#### 記

- ・ 貴職、管内市町村、保育所及び認可外保育施設といった保育に携わる関係者に対する、保育施設における死亡等の重篤な事故の発生状況（別紙1）を周知。
- ・ 貴職及び管内市区町村は、保育所保育指針（※1）や別紙2を参考に、死亡等の重篤な事故が発生することがないように、保育所及び認可外保育施設に対する一層の指導の徹底。
- ・ 保育所及び認可外保育施設は、保育所保育指針や別紙2等（※2）を参考に、事故防止・安全対策を講じる。
- ・ 保育所及び認可外保育施設において重篤な事故が発生した場合、保育所及び認可外保育施設は、「保育所及び認可外保育施設における事故防止について」（平成25年3月8日雇児保発0308第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）により、

都道府県又は市町村への速やかな報告をすること。貴職においては、保育所及び認可外保育施設からの報告について、速やかに当課に対して報告すること。

※1：保育所保育指針リンク先

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/hoiku04/pdf/hoiku04b.pdf>

※2：独立行政法人日本スポーツ振興センター (<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/>)

実施している災害共済給付業務で得た保育所等で発生した死亡・障害事故について、その発生場所や発生状況等が検索できるデータベースの整備がされている。蓄積された事故情報を活用した研究成果についても毎年公表されていますので、事故防止にご活用いただきたい。

**【照会先】**

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課在宅保育係

TEL：03-5253-1111（内線 7947）

(別紙1)



ひと、くらし、みらいのために  
**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## Press Release

平成 26 年 1 月 31 日

**【照会先】**

雇用均等・児童家庭局 保育課

課長補佐 鈴木 義弘 (内線 7925)

在宅保育係長 坂部 太一 (内線 7947)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2542

### 保育施設における事故報告集計

平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に報告のあった、保育施設における事故報告を取りまとめましたので、公表します。

○報告件数は162件あった(認可保育所…139件、認可外保育施設…23件)。

※162件のうち平成25年に発生した事故件数は104件

○負傷等の報告は143件あり、そのうち5歳(49名)が最も多かった。

○死亡の報告は19件あり、そのうち0歳と1歳(それぞれ8名)が最も多かった。

○事故の発生場所は、保育施設の園内(室内)(78名)が最も多かった。

## 1. 事故報告概要

保育施設において発生した「死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等」で、平成25年1月1日から平成25年12月31日までに報告のあったものを集計した。

### (1) 報告件数 162件

### (2) 事故報告の内訳

#### ①死亡及び負傷等の事故概要

	負傷等				死亡	計	
	意識不明	骨折	火傷	その他			
認可	135 件 (110 件)	0 件 (0 件)	104 件 (88 件)	2 件 (1 件)	29 件 (21 件)	4 件 (6 件)	139 件 (116 件)
認可外	8 件 (17 件)	1 件 (1 件)	3 件 (8 件)	0 件 (1 件)	4 件 (7 件)	15 件 (12 件)	23 件 (29 件)
計	143 件 (127 件)	1 件 (1 件)	107 件 (96 件)	2 件 (2 件)	33 件 (28 件)	19 件 (18 件)	162 件 (145 件)

※ ( ) は平成24年の事故報告件数。

※「意識不明」は、平成25年12月末時点の状況。

※「骨折」には、切り傷や打撲等の複合症状を伴うものが含まれる。

※「その他」には、指の切断、唇や歯の裂傷が含まれる。

※「死亡」のうち2件は、SIDS（乳幼児突然死症候群）。

(参考：認可保育所と認可外保育施設の施設数と利用児童数)

・認可保育所

施設数 24,038 か所 利用児童数 2,219,581 人 (平成25年4月1日現在)

・認可外保育施設（事業所内保育施設を除く）

施設数 7,739 か所 利用児童数 184,959 人 (平成24年3月31日現在)

## ②年齢別

認可保育所

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	計
死亡	2名	1名	1名	0名	0名	0名	0名	4名
負傷等	3名	6名	11名	23名	33名	47名	12名	135名
計	5名	7名	12名	23名	33名	47名	12名	139名

認可外保育施設

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	計
死亡	6名	7名	2名	0名	0名	0名	0名	15名
負傷等	1名	3名	1名	1名	0名	2名	0名	8名
計	7名	10名	3名	1名	0名	2名	0名	23名

合計

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	計
死亡	8名	8名	3名	0名	0名	0名	0名	19名
負傷等	4名	9名	12名	24名	33名	49名	12名	143名
計	12名	17名	15名	24名	33名	49名	12名	162名

## ③場所別

認可保育所

	園内(室内)	園内(室外)	園外	計
死亡	4名	0名	0名	4名
負傷等	55名	62名	18名	135名
計	59名	62名	18名	139名

認可外保育施設

	園内(室内)	園内(室外)	園外	計
死亡	15名	0名	0名	15名
負傷等	4名	1名	3名	8名
計	19名	1名	3名	23名

合計

	園内(室内)	園内(室外)	園外	計
死亡	19名	0名	0名	19名
負傷等	59名	63名	21名	143名
計	78名	63名	21名	162名

#### ④主な死因（死亡事故）

	認可保育所	認可外保育施設	合計
SIDS	1名	1名	2名
窒息	0名	1名	1名
病死	1名	5名	6名
その他	2名	8名	10名
合計	4名	15名	19名

※「その他」：原因が不明なものを分類

#### ⑤何をしているときの事故か（死亡事故）

	認可保育所	認可外保育施設	合計
睡眠中	4名	12名	16名
その他	0名	3名	3名
合計	4名	15名	19名

## 2. 事故発生の事例と留意すべき点

### ①死亡

平成25年に報告のあった、睡眠中の事故は16件（死亡事故19件の約8割）あった。そのうち、うつぶせの状態で見つかったものは9件（死亡事故19件の約5割）であった。

睡眠に当たっては、子どもの確認、点検、仰向けに寝かせるなど、一人一人を確実に観察する配慮が必要。

睡眠中の死亡事故のうち、「うつぶせ寝」の数

	認可保育所	認可外保育施設	合計
平成22年	2名	4名	6名
平成23年	1名	8名	9名
平成24年	2名	3名	5名
平成25年	2名	7名	9名

### ②負傷等

- ・遊具に手を挟み、指を切断：日々の保育設備の安全点検に配慮が必要。
- ・プールで溺れる：夏以外でプールに水を張っている場合には、安全管理と保育環境の整備に配慮が必要。
- ・焼物（陶器）を作成している際に火傷：制作に当たってのルールや危険なポイントを丁寧に伝え、守れるようにするよう配慮が必要。

(参考：これまでの死亡事故の報告件数等)

[注意事項：各年区分について]

※集計期間は以下のとおり。原則、厚生労働省に報告された月でカウントしているが、平成25年に判明した31件の追加報告分は、実際に事故が発生した月でカウントしている。

- ・平成16年から20年：4月から3月まで
- ・平成21年：4月から12月まで（平成21年1～3月発生分は平成20年分として集計）
- ・平成22年以降：1月から12月まで

① 認可保育所・認可外保育施設別の死亡事故の報告件数

	認可保育所	認可外保育施設	合計
H16	7件	7件	14件
H17	3件	11件	14件
H18	5件	8件	13件
H19	3件	12件	15件
H20	4件	7件	11件
H21	6件	6件	12件
H22	5件	8件	13件
H23	2件	12件	14件
H24	6件	12件	18件
H25	4件	15件	19件
合計	45件	98件	143件

②年齢別、認可保育所・認可外保育施設別の死亡事故報告のあった人数

認可保育所

(単位:人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計
H16		2	2	2			1	7
H17				1	1		1	3
H18	2	2	1					5
H19		2	1					3
H20	2	1			1			4
H21	1	3	1			1		6
H22		4				1		5
H23		1	1					2
H24		3	2				1	6
H25	2	1	1					4
合計	7	19	9	3	2	2	3	45

認可外保育施設

(単位:人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計
H16	5	2						7
H17	5	5	1					11
H18	7			1	1	2		11
H19	11		1					12
H20	5	2						7
H21	5	1						6
H22	7	1						8
H23	7	4	1					12
H24	10	1		1				12
H25	6	7	2					15
合計	68	23	5	2	1	2	0	101

合計

(単位:人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計
H16	5	4	2	2			1	14
H17	5	5	1	1	1		1	14
H18	9	2	1	1	1	2		16
H19	11	2	2					15
H20	7	3			1			11
H21	6	4	1			1		12
H22	7	5				1		13
H23	7	5	2					14
H24	10	4	2	1			1	18
H25	8	8	3					19
合計	75	42	14	5	3	4	3	146

※「平成18年度」(認可外保育施設)において、4名が死亡する事故があったため、報告件数では1件となっているが、ここでは4名としているため、件数ベースでの数と一致しない。



(別紙2)

事務連絡  
平成25年1月18日

各 

都道府県
指定都市
中核市

 保育所・認可外保育施設指導担当者 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

### 保育所及び認可外保育施設における事故防止の徹底等について

保育所における事故防止については、かねてより「児童福祉施設における事故防止について」(昭和46年7月31日児発第418号厚生省児童家庭局長通知)により、事故防止の徹底をいただいているところですが、平成24年に報告のあった「死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等」の件数は145件(うち死亡事例18件)ありました。(参考:平成25年1月18日発表「保育施設における事故報告集計」)

子どもの安全確保は、日々の保育の基本であり、特に死亡事故はあってはならないものです。各都道府県・指定都市・中核市の保育所及び認可外保育施設指導担当者におかれては、保育所及び認可外保育施設において重篤な事故が発生することのなきよう、別紙1を参考に一層の指導の徹底をお願いいたします。

また、独立行政法人日本スポーツ振興センターは、実施している災害共済給付業務で得た保育所等で発生した死亡・障害事故について、その発生場所や発生状況等が検索できるデータベースを整備しています。蓄積された事故情報を活用した研究成果についても毎年公表されていますので、事故防止にご活用ください。

<http://ipnsport.go.jp/anzen/> (4月以降: <http://www.jpnsport.go.jp/anzen/>)

なお、保育所および認可外保育施設における事故については、「保育所及び認可外保育施設における事故の報告について」(平成22年1月19日雇児保発0119第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)により、報告をお願いしているところです。

今般、提出された報告様式の記載漏れや添付書類の不備が見受けられるため、報告様式作成時の留意事項を別紙2のとおりまとめましたので、ご留意のうえ、報告をお願いします。

**【照会先】**

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課在宅保育係  
TEL: 03-5253-1111 (内線 7947)

## 保育所等における事故防止のための指導事項について

### 1. 基本原理

子どもの生命の保持及び安全の確保は保育所等の責務であり、保育所保育指針の趣旨を踏まえ、事故防止・安全対策を講じること。その際、保育所保育指針解説書及び保育所における自己評価ガイドラインに示されている「子どもの健康及び安全」に関する事項を踏まえ、全職員の共通理解・共通認識の下、日々継続的に取り組むこと。

### 2. 事故防止の方法

施設長や管理者が中心となり、事故予防や発生時における体制を確立・強化すること。

#### 【日常の安全管理】

- 乳幼児の発達の特長や発達過程を踏まえ、子どもの行動や予想される事故等を見通し、事故防止マニュアルや安全点検表を作成して、日々及び定期的に施設内外の点検を行い、安全の確保を図ること。
- 入所（利用）初期や体調不良が見られるときは、特に十分な観察と注意をすること。入所（利用）に際して、子どもの生活リズム・特性・健康状態などを保護者と話し合い、子どもの状態を把握すること。

#### 【事故防止のための職員のスキルアップや関係機関との連携】

- 子どもの思いがけない行動、あと一歩で事故になるところだったという事例（インシデント）、過去に発生した事故を記録し、事故を誘発する原因を一つひとつ明確に洗い出し分析することで、事故予防対策に活用すること。また、こうした事例を職員間で共有し、職員の安全意識を高めること。
- 地域や保育所間で、子どもの健康・安全に関わる情報等を共有するとともに、講習や研修を通して、事故防止や子どもの急変を発見した際の応急処置や救急蘇生法のスキルアップを図ること。
- 市町村の支援の下に、日頃から地域の医療機関等との連携を図り、必要な協力が得られるようにすること。
- 事故・災害発生に備え、緊急時のマニュアルを作成し、職員間で共有するとともに、定期的な訓練を実施すること。なお、避難訓練は消防署をはじめ、近隣の地域住民や家庭との連携のもとに行うこと。

### 3. 事故防止の観点

各保育所において、以下の例を参考としながら事故防止の観点を明らかにする表を作成することが望ましい。

- ① 子どもの年齢・発達とそれに伴う危険及び配慮点を明らかにする (①)
- ② 保育室、園庭、トイレや廊下などにおける危険及び配慮点を明らかにする (②)
- ③ 子どもの遊びや活動に伴う危険及び配慮点を明らかにする (③)

①

	考えられる事故	環境整備	保育士等の配慮点
例 0 歳 か ら 1 歳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・睡眠時の窒息(布団がかかる。よだれかけ等のひもが絡まる等)</li> <li>・吐乳による窒息</li> <li>・小さなものや異物の誤飲</li> <li>・ベッドや椅子等からの転倒転落</li> <li>・ドアなどに手をはさむ</li> <li>・少量の水で溺れる。</li> <li>・低温火傷や脱水症</li> </ul> (・乳幼児突然死症候群SIDS) 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝具とその周辺の点検</li> <li>・玩具・用具の点検(大きさ、素材、破損状態、清潔・安定感等)</li> <li>・転んだときに二次的なケガにならない環境設定</li> <li>・水まわりの点検</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常に子どもを確認</li> <li>・睡眠時の観察・点検</li> <li>・仰向けに寝かせる</li> <li>・すぐに支えられる位置にいる。</li> <li>・子どもや保育士の足下に十分気をつける</li> <li>・洗面器、たらい、流し等の水をためない等の配慮</li> <li>・ミルクや沐浴の湯等の温度調節と確認</li> </ul> 等

②

	考えられる事故	環境整備	保育士等の配慮点
例 保 育 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震などによる家具等の転倒</li> <li>・机や棚の角に頭や体をぶつける</li> <li>・引き出しやドアに手をはさむ</li> <li>・誤飲による窒息</li> <li>・破損した玩具によるケガ</li> <li>・子ども同士がぶつかる</li> <li>・ガラスによるケガ</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転倒防止装置</li> <li>・必要に応じて、ガード等による工夫</li> <li>・誤飲しやすいものがないかの点検</li> <li>・子どもの視線・動線を考慮した環境設定</li> <li>・シールなどを貼り、ガラスの存在が分かるよう工夫</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の安全点検と環境整備</li> <li>・子ども一人一人の居場所や他の保育士等の位置を把握</li> <li>・遊具や用具の取り扱い方を繰り返し子どもに伝えるとともに管理する(特にハサミ、ひも類、箸、歯ブラシ等)</li> </ul> 等
例 園 庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型遊具からの転倒・転落</li> <li>・子ども同士の接触や衝突</li> <li>・段差や障害物につまずいての転倒</li> <li>・蜂や毛虫による被害</li> <li>・水たまりや洗い桶などでの窒息</li> <li>・プール遊びでの事故</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型遊具とその周辺の点検</li> <li>・遊ぶ際の服装確認</li> <li>・遊びや活動の仕切りやスペースの確保</li> <li>・虫などの被害防止</li> <li>・水まわりの点検</li> <li>・プールの安全管理</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊び方やそのルールを丁寧に伝え、守れるようにする</li> <li>・遊具に引っかかりやすい形状の服装(フード、マフラーなど)は避ける</li> <li>・季節に応じた対策を講じる</li> <li>・子どもの人数確認を行う</li> <li>・水遊びの手順と役割分担を徹底する。</li> </ul> 等

③

	考えられる事故	環境整備	保育士等の配慮
例 散歩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故</li> <li>・路上での転倒</li> <li>・公園の遊具などでの転倒・転落</li> <li>・動植物によるケガや被害 (蜂にさされる、犬にかまれる、草にかぶれる、動物の糞等)</li> <li>・日射病・熱射病</li> <li>・空き缶や落ちていた物を拾って口にする 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引率者、人数などの十分な体制</li> <li>・散歩経路や散歩先の公園等の状況把握</li> <li>・動植物に関する知識や対処の仕方の把握</li> <li>・帽子をかぶる</li> <li>・救急用品 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人数確認・安全確認</li> <li>・保育士等の位置や子どもへの注意の促し</li> <li>・交通ルールを伝える</li> <li>・遊ぶ場所や遊具の安全確認</li> <li>・遊びのルールや遊ぶ範囲を確認し守るようにする。</li> <li>・子どもの体調の変化等に留意。水分補給する。 等</li> </ul>
例 給食	<ul style="list-style-type: none"> <li>・咀嚼・嚥下が不十分であることによる窒息</li> <li>・食事の内容が子どもの発達に合っていないことによる窒息</li> <li>・誤飲・誤食(アレルギー児等)</li> <li>・フォークや箸などによる事故</li> <li>・椅子からの転倒</li> <li>・配膳時、鍋の汁物がこぼれ火傷する 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達に合った食事内容(大きさ・固さ)</li> <li>・誤飲誤食を防ぐための表示やトレー</li> <li>・配膳環境も含めた食事環境の整備 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもと視線を合わせ食事を進め、しっかり飲み込んだかを確認。食べ物を一度に口に入れすぎないようにする。</li> <li>・栄養士等の食事の作り手も含め、職員間で食事内容に危険性はないか(子どもの発達にあった内容か、窒息の危険性はないか等)確認する。</li> <li>・アレルギー対応の把握</li> <li>・配置、動線への配慮 等</li> </ul>

報告様式作成の留意事項

- ①報告は「保育所及び認可外保育施設における事故の報告について」（平成22年1月19日雇児保発0119第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）で示した様式で提出すること。
- ②死亡事故の場合は、事故発生を把握した時点で保育課宛に第一報を連絡願いたい。また、第一報として事故の詳細が判明する前に報告様式を提出した場合は、事故の詳細が判明次第、改めて報告様式一式を提出すること。なお、死亡事故に関わらず事故に関して立入調査を実施した場合は、調査結果についても提供願いたい。
- ③「入所児童数」「保育従事者数」は、事故発生時の施設全体の児童数・従事者数を記載すること。  
※事故発生時の児童数等が不明な場合は、届出等による児童数等を記載し、「届出時（〇年〇月時点）の人数を記載」と事故発生時の児童数等ではないことを欄外に明記すること。
- ④「病状・死因等」に、調査中（または捜査中）と記載した場合は、調査の結果等が判明次第、保育課に連絡すること。
- ⑤様式に記載されているとおり、直近の指導監査の状況を添付すること。
- ⑥報告は、「死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等」について提出を求めているため、30日以上を負傷等を全て報告するのではなく、30日以上を負傷等のうち重篤な事故のみを報告すること。

保育所及び認可外保育施設 事故報告様式 (例)

(認可)・認可外		〇〇年 〇月 〇日				
自治体名		〇〇県〇〇市		施設名	〇〇保育園	
事故発生時の施設 全体の入所児童数 を記載	所在地	〇〇市〇山1-2-2		開設(認可)年月日	〇〇年 〇月 〇日	
	設置者	〇〇法人〇〇会		代表者名	〇〇 〇〇	
事故発生時の施設 全体の従事者数を 記載	入所児童数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上
		〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
睡眠中の事故は、 うつぶせ等の体勢 を必ず記載	保育従事者数	〇〇名		うち保育士	〇〇名	
	うち常勤保育従事者	〇〇名		うち常勤保育士	〇〇名	
児童の所属クラス の体制(従事者数 等)を記載	保育室等の面積	乳児室	〇 m <sup>2</sup>	ほふく室	〇 m <sup>2</sup>	保育室
	事故発生日時	〇〇年 〇〇月 〇〇日 〇〇時〇〇分頃				
児童の所属クラス の体制(従事者数 等)を記載	児童年齢・性別	〇歳・ 〇ヶ月 男児		入所年月日	〇〇年 〇月〇日	
	病状・死因等 (既往症)	溺死		既往症：気管支系の疾患	病院名	〇〇市立〇〇総合病院
直近の指導監査の 状況を添付	発生時の体制	3歳児 18名		保育従事者	3名(保育士 2名)	
	発見時の 児童の様子	水深30cm位の足洗い用のたらいに俯せで発見。顔は青白いが、水を吐いた後、息はあった。(通常、足を洗ったら即座に水をすてる場所がそのままの状態であった)				
直近の指導監査の 状況を添付	発生状況 (当日登園時から の健康状況、発生 後の処置を含め、 可能な限り詳細に 記入)	時間	内 容			
		8:00	母親に連れられて登園、微熱があるので薬を預かる			
		8:15	保育室内でブロック遊び			
		8:30	確認：ブロック遊び			
		8:40	他の児童と保育室を出てホールへ			
		8:50	確認：鬼ごっこ			
		9:00	散歩の準備			
		9:10	3歳児18名、保育従事者3名で散歩へ出発			
			2列に整列し、先頭と最後尾に保育士、中間に保育従事者			
		9:30	目的地の林に到着(虫探しなど)			
		10:30	2列に整列し園へ			
		10:50	園庭に到着 人数確認			
		10:55	4、5歳児と合流し、園庭で遊ぶ			
			1名の保育士はケガをした児童の治療			
			残りの保育士と保育従事者が園庭で観察			
		11:15	当該児童が居ないのに気づく			
		11:20	足洗い用のたらいで児童を発見			
			救急車を呼びながら人工呼吸			
		11:30	救急車到着 〇〇市立〇〇総合病院へ搬送			
		12:50	搬送先の病院で死亡確認			
	発生後の対応 (報道発表予定)	15時すぎ 警察による事情聴取 事故翌日17日 市が事故報告の記者会見実施(別紙公表資料参照) 保育所において保護者への説明会実施				

発生状況欄は適宜広げて記載してください。なお、直近の指導監査の状況報告があれば添付し、施設の基本情報等そちらに記載があるものは様式内の記載を省略可。